

ご存知ですか？



相続登記義務化について

説明会と相談会 を開催します!

日時 令和6年7月30日 (火)

13:30~16:00 申込みは事前予約制です。
参加は無料です。

会場 東成瀬村地域交流センターゆるるん

東成瀬村岩井川字東村72

『相続登記の申請義務化について説明』 法務局職員

13:30~14:20 定員20名

『相続登記に関する相談』 司法書士会

14:20~16:00 定員10名程度

ご予約・お問合せ

東成瀬村住民生活課 TEL0182-47-3405

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まりました。

相続（遺言）によって不動産の所有権を取得した相続人は、**その所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

令和6年4月1日より前に相続した不動産について、相続登記がされていないものについては、義務の対象になります。この場合、**令和9年3月31日まで**に相続登記の申請をしなければなりません。

※法律上の相続人である旨を申し出ることによって、
相続登記の申請義務を果たすことができます。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



登記の手続等についてのお問合せ（予約制）

秋田地方法務局大曲支局 ☎0187-63-2100